

政法講座の地域支部への提供(提供講座)に関する要項について

(1) 目的

地域支部において政法講座を開催することにより、地域支部の活性化を図るとともに、あわせて支部財政の負担軽減にも資することを目的とする。

(2) 概要

1. 提供

政法講座は、年3回開催するものとし、その内1回を本部キャンパスにおいて、2回を地域支部において開催できるものとする。具体的な開催方法としては、地域支部の総会開催時等に、本部が政法講座を提供し、これに要する経費の一部を本部が負担するものとする。

なお、政法講座(提供講座)の聴講者の範囲については、会員、その縁故者および同志社大学法学部学生・教職員とする。

2. 申請受付

- ① 政法講座の提供順位は、原則として開催を希望する地域支部からの申請書(様式)受付順とする。
- ② 過去に提供済の地域支部がある場合の取り扱いについては、提供回数の少ない地域支部を優先する。
- ③ 同一年度に3地域支部以上の申請があった場合、提供から漏れた地域支部については、翌年度に優先的に取り扱うものとする。
- ④ 同一年度に申請した地域支部間においては、その協議により順位を変更することができる。
- ⑤ 申請受付期間は、毎年10月1日から12月末日とする。なお、この期間に申請がない場合には、翌年3月末まで期間を延長する。
- ⑥ 申請書は、所定事項を記入の上、政法会事務局宛てにメール又は封書にて提出するものとする。

(3) 講師の資格及び選定

1. 講師

原則として、同志社大学法学部の教員とする。

2. 選定

地域支部に一任するが、地域支部からの選定に関する相談については適宜本部で対応する。

(4) 経費負担

本部の負担額は、講師料のうち3万円(学長経験者は5万円)を上限とし、交通費、通信費、その他実費等については負担しないものとする。

(5) 支払方法

講師料は、原則、研究費として支払うものとする。

(6) 財源

財源は、リサイクル募金による寄付金で賄う。

(7) 実施時期

2021年度以降とする。

(8) 事務配分

提供講座に係る統括管理業務は、事業委員会が所掌し、講師の仲介等の個別業務は、政法会事務局および組織委員会が所掌する。なお、当日の段取り等は講師と地域支部間で執り行う。

(9) その他

本部開催の政法講座は、原則として年1回とし、開催時期については常務委員会で決定する。

附則

本要項は、2022年3月12日から施行する。

附則

本要項の改正は、2022年9月17日から施行する。